

令和元年度 第1回 高知県健康づくり推進協議会

次 第

1 開 会

2 会長、副会長の選出

3 議 事

(1) 第4期高知県健康増進計画（よさこい健康プラン21）の推進に関する
令和元年度の取り組みについて

①現状について

②第4期高知県健康増進計画進捗状況及び令和元年度の取り組みに
ついて

③各専門部会について

(2) その他

4 閉 会

令和元年7月23日(火) 18時30分～20時30分
高知共済会館 3階中会議室「藤」

第4期高知県健康増進計画



よさこい健康プラン21

お問合せ先

高知県健康政策部健康長寿政策課

担当:北村・濱崎

TEL:088-823-9675

FAX:088-823-9137

高知県健康づくり推進協議会 委員名簿

任期：令和元年7月1日～令和3年6月30日

所 属 等	役職等	氏 名	備考
高知大学医学部	教授	安田 誠史	欠席
高知県立大学	教授	池田 光徳	
高知県医師会	常任理事	石黒 成人	
高知県歯科医師会	常務理事	岩田 耕三	
高知県薬剤師会	副会長	寺尾 智恵美	
高知県看護協会	常任理事	新 西川 公恵	
高知県栄養士会	会長	森田 陽子	
高知産業保健総合支援センター	所長	高橋 淳二	
高知労働局	健康安全課長	新 上谷 祐次	
高知県経営者協会	事務局長	新 沖田 良二	
高知市	健康福祉部 健康推進担当理事 保健所長事務取扱	新 豊田 誠	
高知県健康づくり婦人会連合会	会長	新 熊田 敬子	
高知県食生活改善推進協議会	会長	西村 富美子	
高知県ウォーキング協会	会長	橋本 邦健	
日本健康運動指導士会高知県支部	支部長	葛岡 善行	
高知県国民健康保険団体連合会	保険者支援課長	市川 浩	欠席
高知縣市町村教育委員会連合会	理事	谷 智子	
高知県保健所長会	会長	福永 一郎	

(敬称略、順不同)

高知県教育委員会

教育委員会保健体育課	課長	前田 義朗
	チーフ	北村 加菜

事務局

健康政策部	部長	鎌倉 昭浩
健康長寿政策課	課長	中嶋 真琴
	保健推進監	中島 信恵
	チーフ	北村 朋理
	主幹	濱崎 絹子
	主査	武田 弓芳

高知県健康づくり推進協議会設置要綱

(目的)

第1条 高知県における健康づくりを推進するために、高知県健康づくり推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 協議会は、以下の事項について協議をするものとする。

- (1) よさこい健康プラン21の具体的な取り組みの推進、進行管理及び評価並びに見直しに関すること。
- (2) 地域保健と職域保健の連携による健康づくり推進に関すること。
- (3) その他県民の健康づくりに必要な事項。

(組織)

第3条 協議会には、専門部会を置き、担当する分野に関する事項を協議し決定することができる。

- 2 専門部会の委員は、会長が指名して決定する。
- 3 専門部会は、協議に必要があると認める場合には、必要に応じて委員以外の者に出席を求め、助言及び意見を聞くことができる。
- 4 専門部会が協議し、調整した事項は、協議会へ報告して協議会が決定したものとみなす。但し、専門部会からの報告は、報告文書を送付して報告に代えることができる。

(委員)

第4条 協議会の委員は、別表1に掲げる機関、団体の代表者などを持って構成し、知事が委嘱する。

(会長、副会長及び部会長)

第5条 協議会に会長1名及び副会長1名を置き、委員の互選により選出する。

- 2 会長は、協議会の会務を統括し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- 4 専門部会には、会長の指名により部会長1名を置く。
- 5 部会長は、専門部会の会務を統括し、専門部会を代表する。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、2年間とし、再任を妨げない。委員が欠けた場合における補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第7条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 専門部会の会議は、必要に応じて部会長が招集し、部会長が議長となる。
- 3 委員はやむを得ない事情により会議に出席できない場合には、会長または部会長の了解を得て、代理人を会議に出席させることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、高知県健康政策部健康長寿政策課が行う。

(雑則)

第9条 この要綱で定めるもののほか、協議会及び専門部会の運営に関し必要な事項は、それぞれ会長及び部会長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年5月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年6月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月21日から施行する。

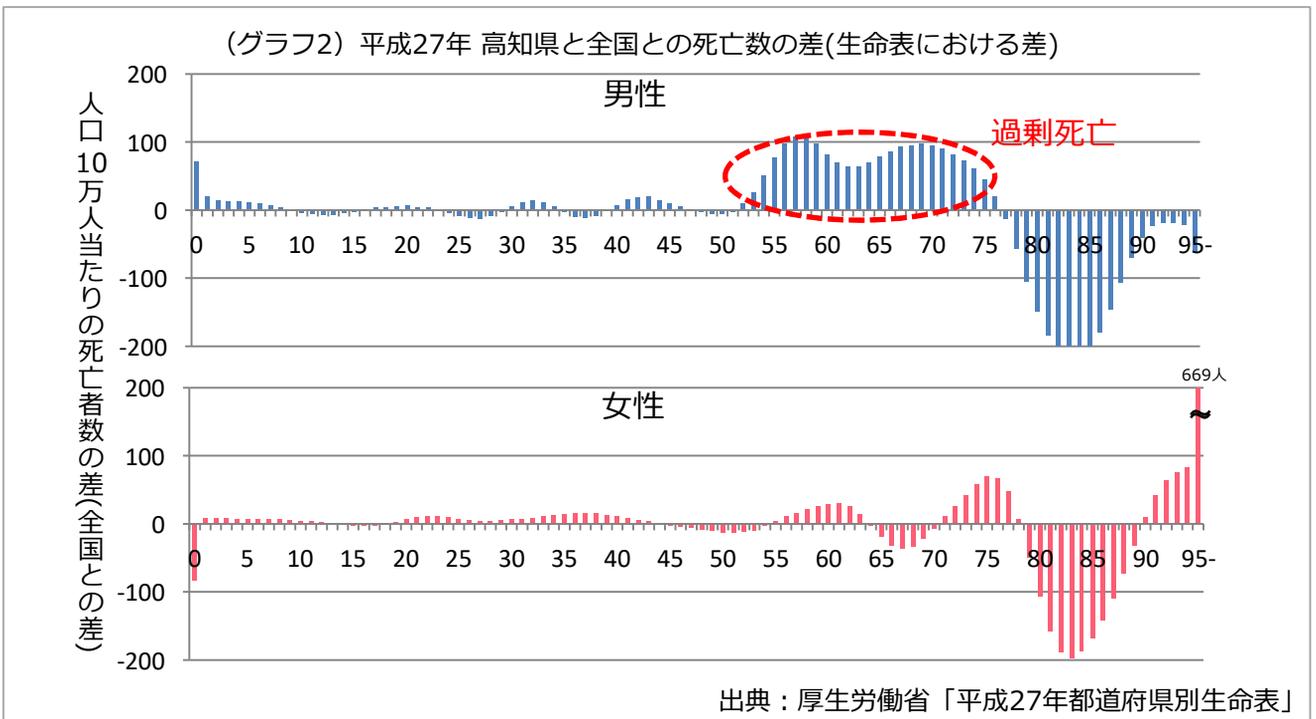
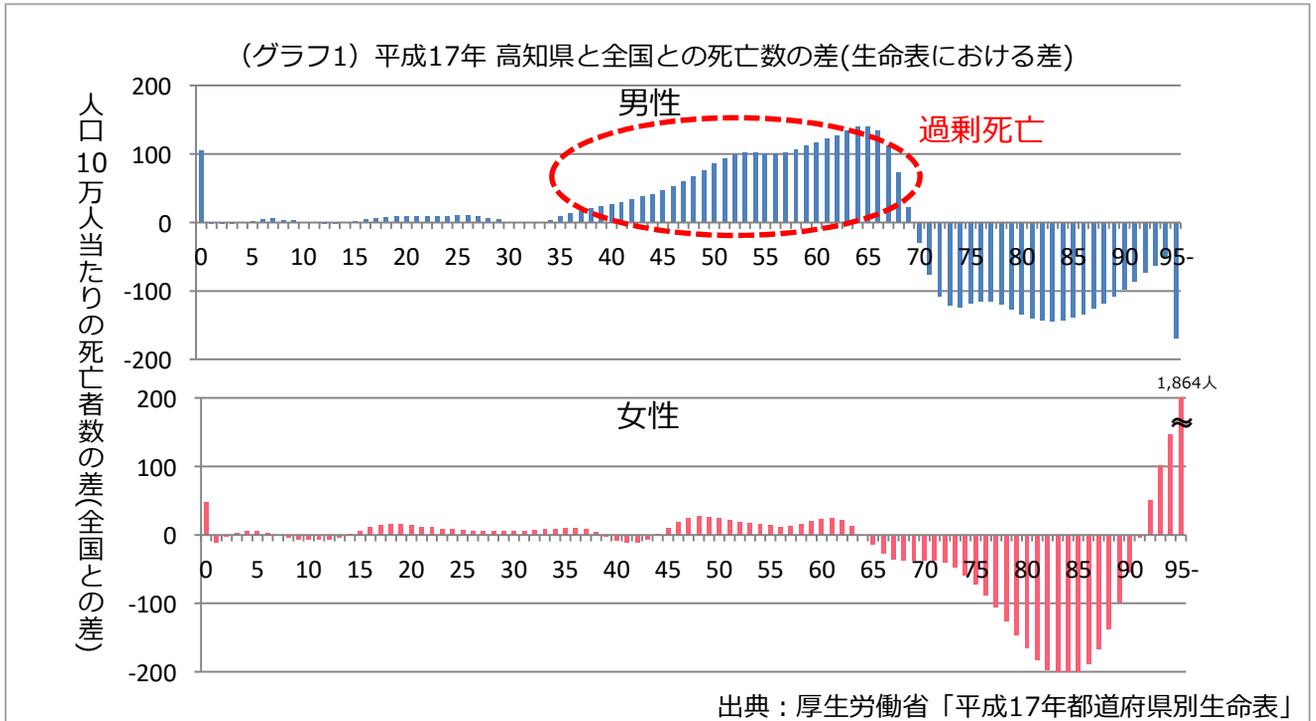
別表 1 (第 4 条関係)

高知大学医学部
高知県立大学
高知県医師会
高知県歯科医師会
高知県薬剤師会
高知県看護協会
高知県栄養士会
高知産業保健総合支援センター
高知労働局
高知県経営者協会
高知市
高知県健康づくり婦人会連合会
高知県食生活改善推進協議会
高知県ウォーキング協会
日本健康運動指導士会高知県支部
高知県国民健康保険団体連合会
高知県市町村教育委員会連合会
高知県保健所長会

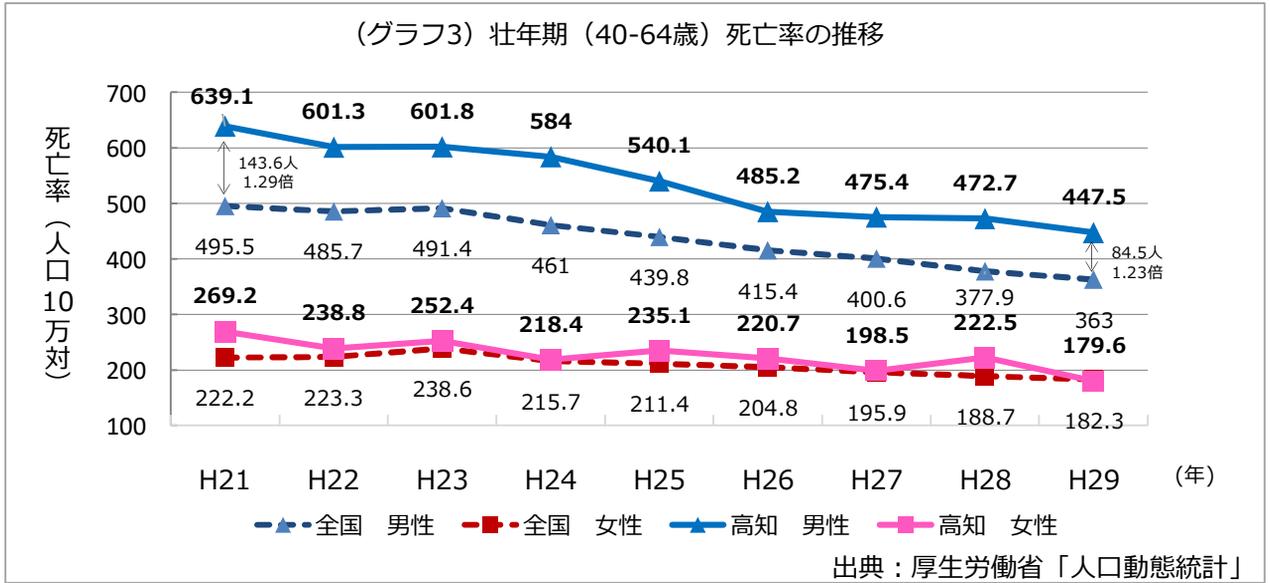
現状について

1 死亡等の状況

(1) 生命表からみた年齢別死亡者数の全国との差



(2) 死亡者数の推移



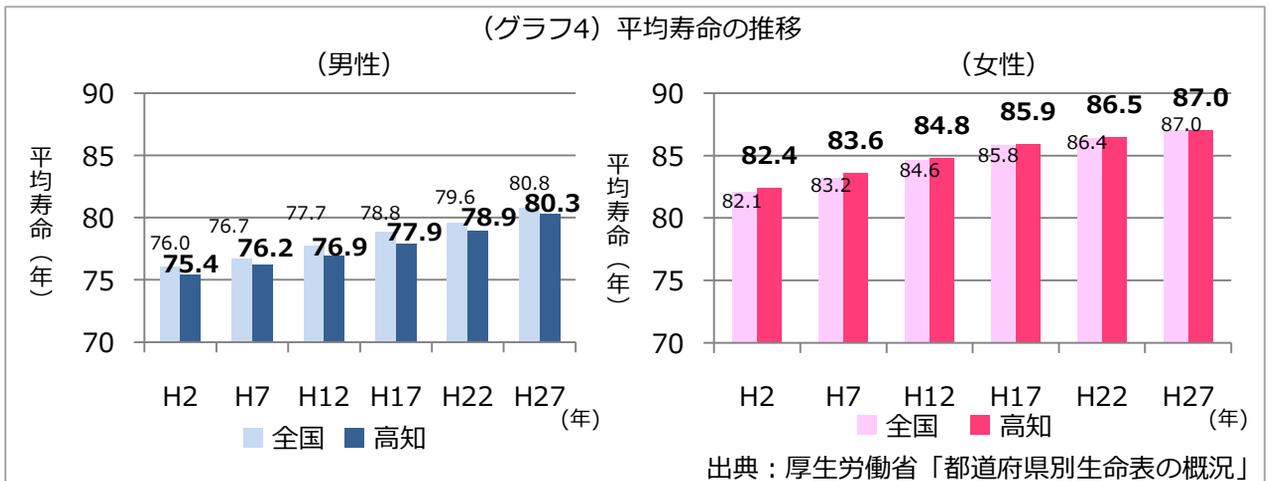
(表1) 本県の壮年期(40-64歳)死亡者数の推移

(単位：人)

(年)	全死亡 男性						全死亡 女性					
	悪性新生物	脳血管疾患	心疾患	不慮の事故	自殺	悪性新生物	脳血管疾患	心疾患	不慮の事故	自殺		
H21	306	76	100	49	81	191	29	22	24	25		
H22	289	61	106	49	77	158	28	27	15	16		
H23	287	70	86	47	88	177	21	31	15	17		
H24	236	53	113	48	75	147	22	26	13	16		
H25	260	48	71	49	37	171	17	24	11	16		
H26	206	50	78	41	43	135	24	22	14	12		
H27	205	48	71	42	32	132	17	15	13	9		
H28	193	32	74	42	42	139	17	23	10	14		
H29	177	39	69	24	27	111	8	13	12	15		

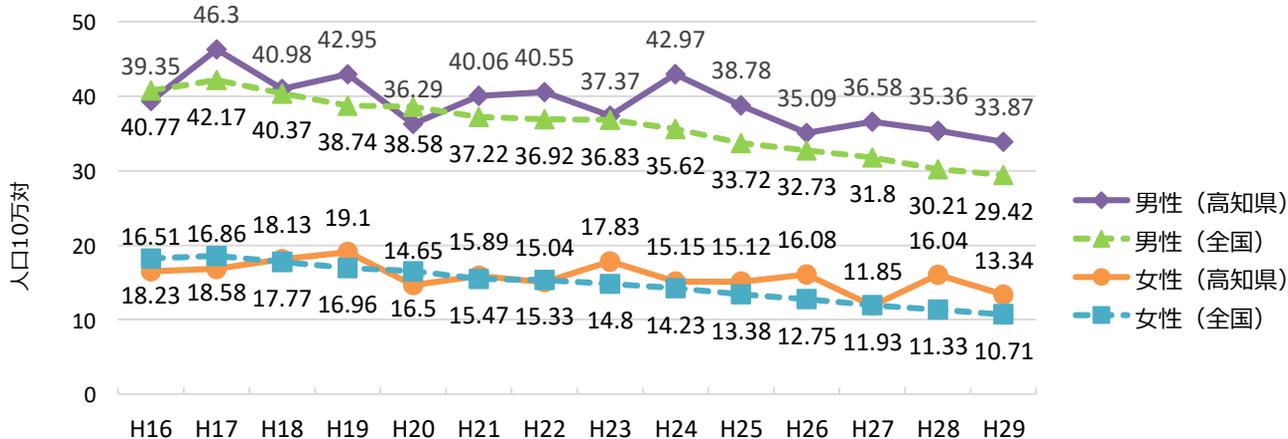
出典：厚生労働省「人口動態統計」

(3) 平均寿命



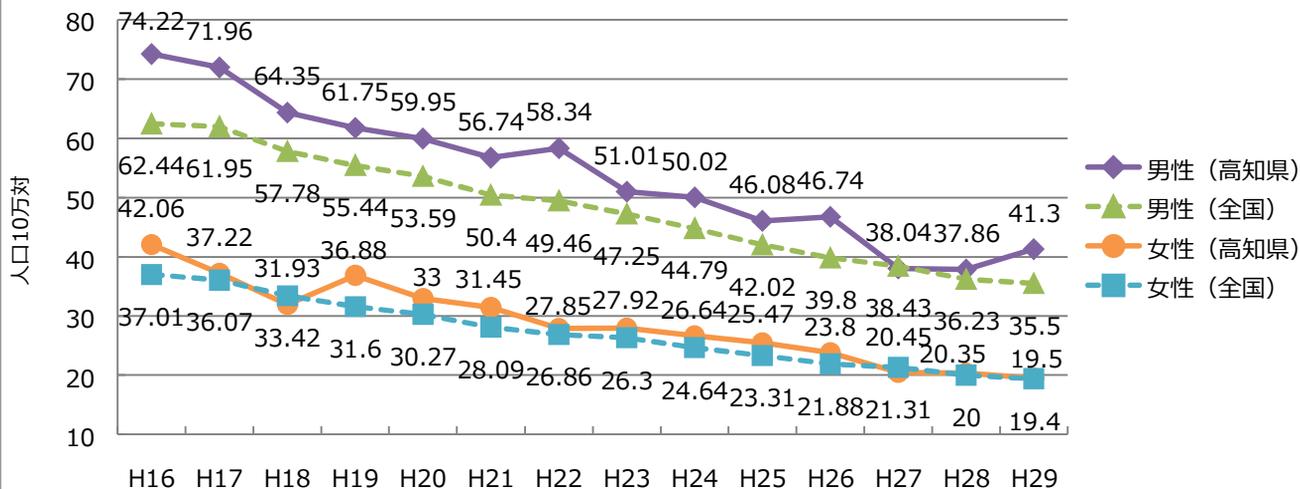
(4) 年齢調整死亡率の推移

(グラフ5) 年齢調整死亡率の推移 (虚血性心疾患・平成16年-29年)



出典：厚生労働省「人口動態調査」

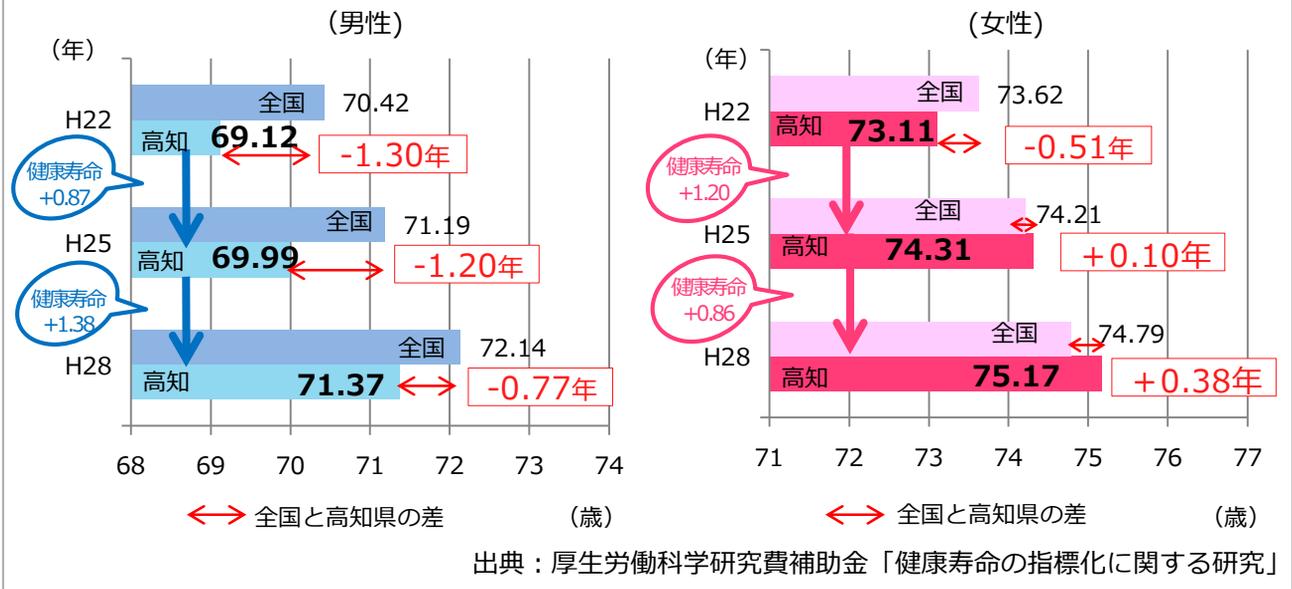
(グラフ6) 年齢調整死亡率の推移 (脳血管疾患・平成16-29年)



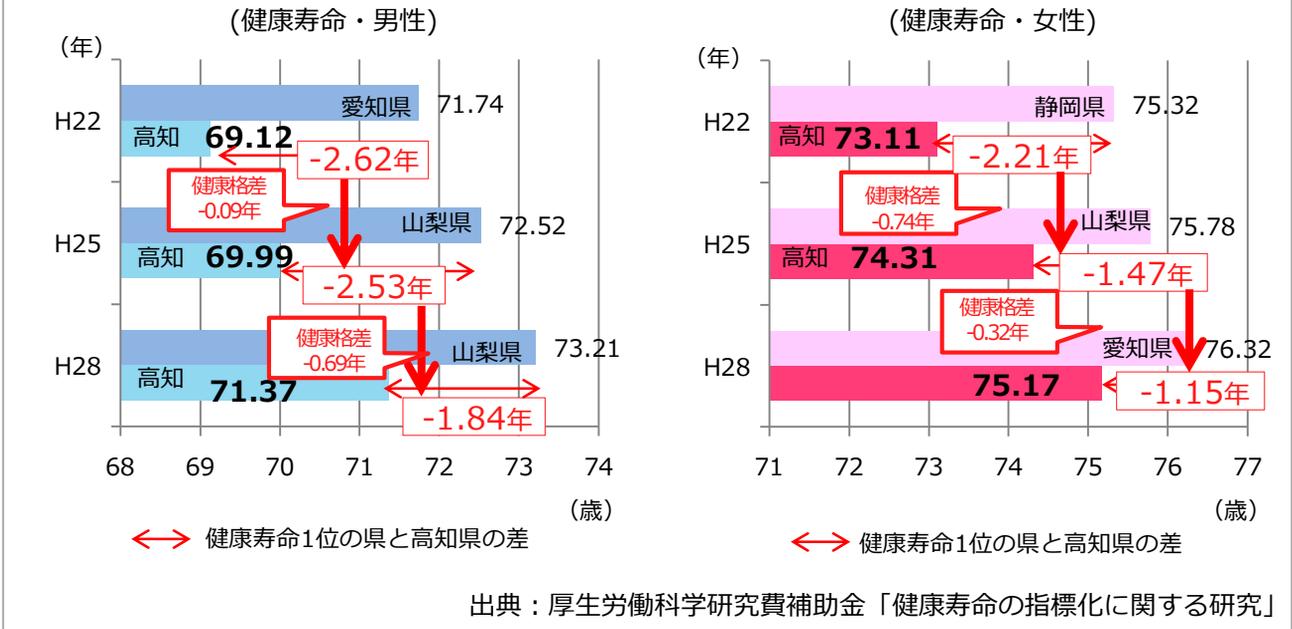
出典：厚生労働省「人口動態調査」

2 健康寿命の状況

(グラフ7) 健康寿命

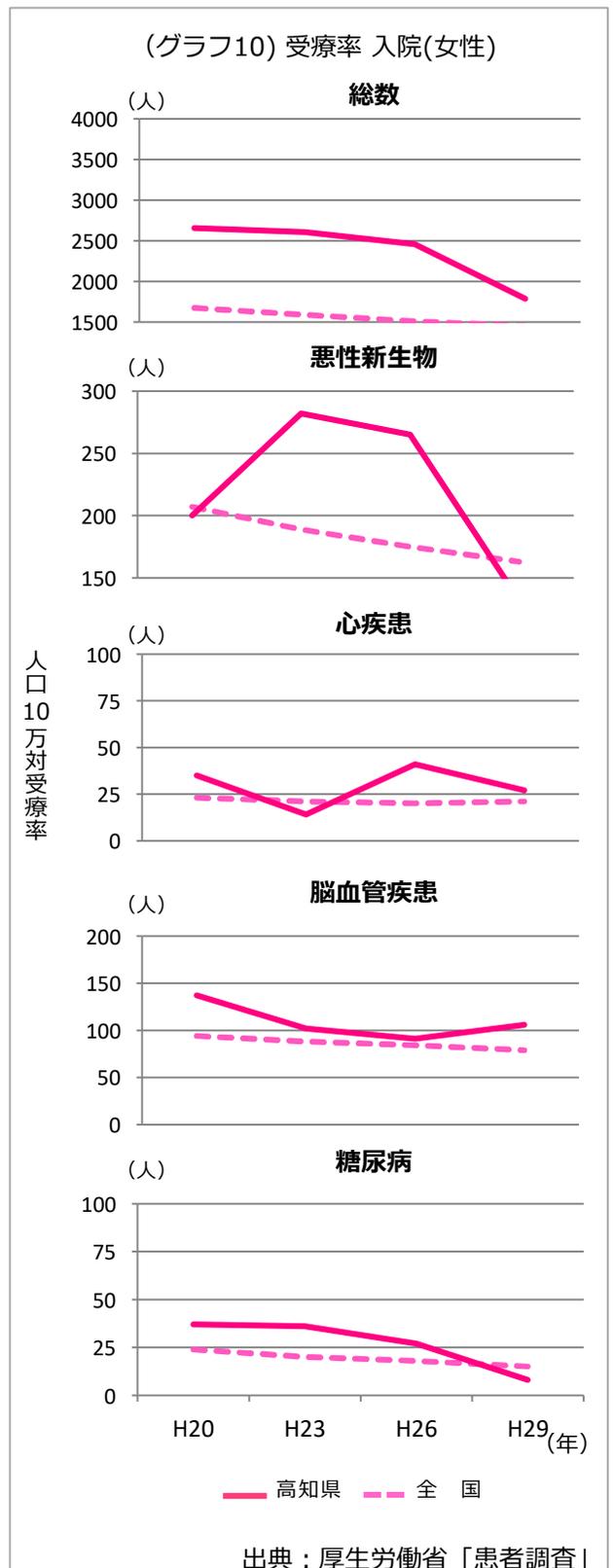
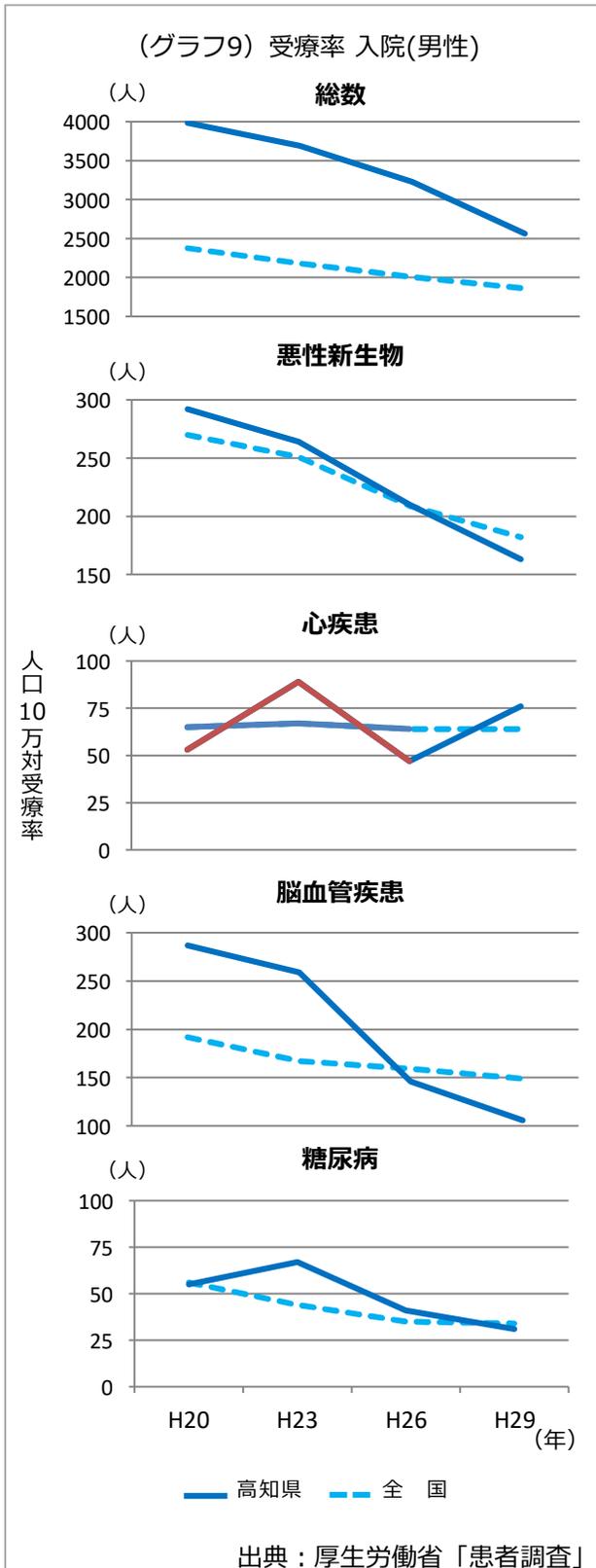


(グラフ8) 健康格差の縮小

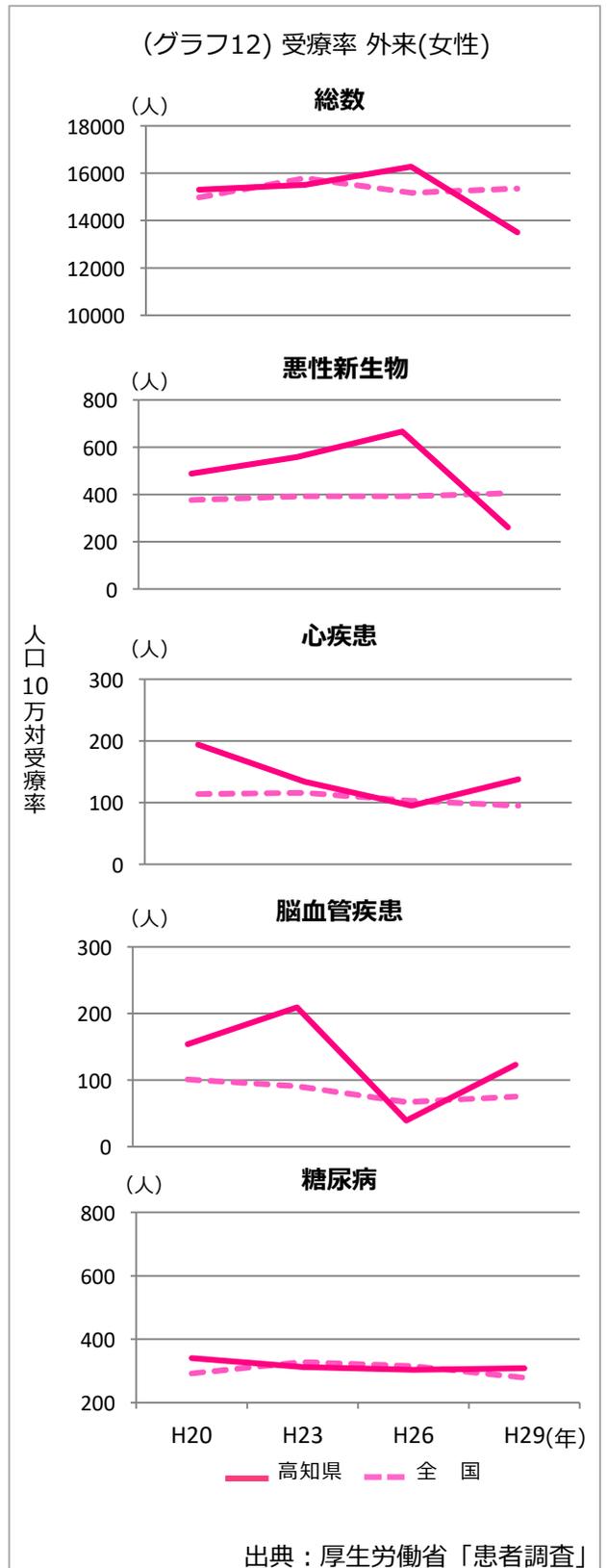
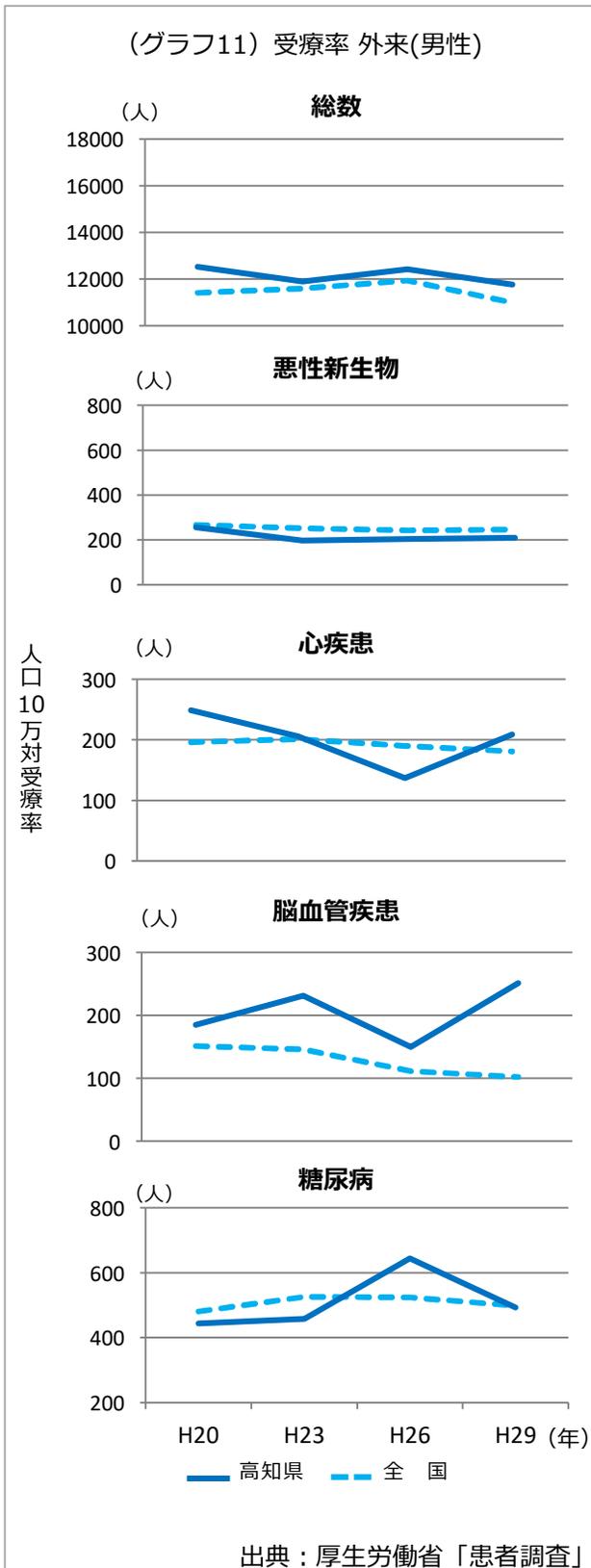


3 生活習慣病の状況

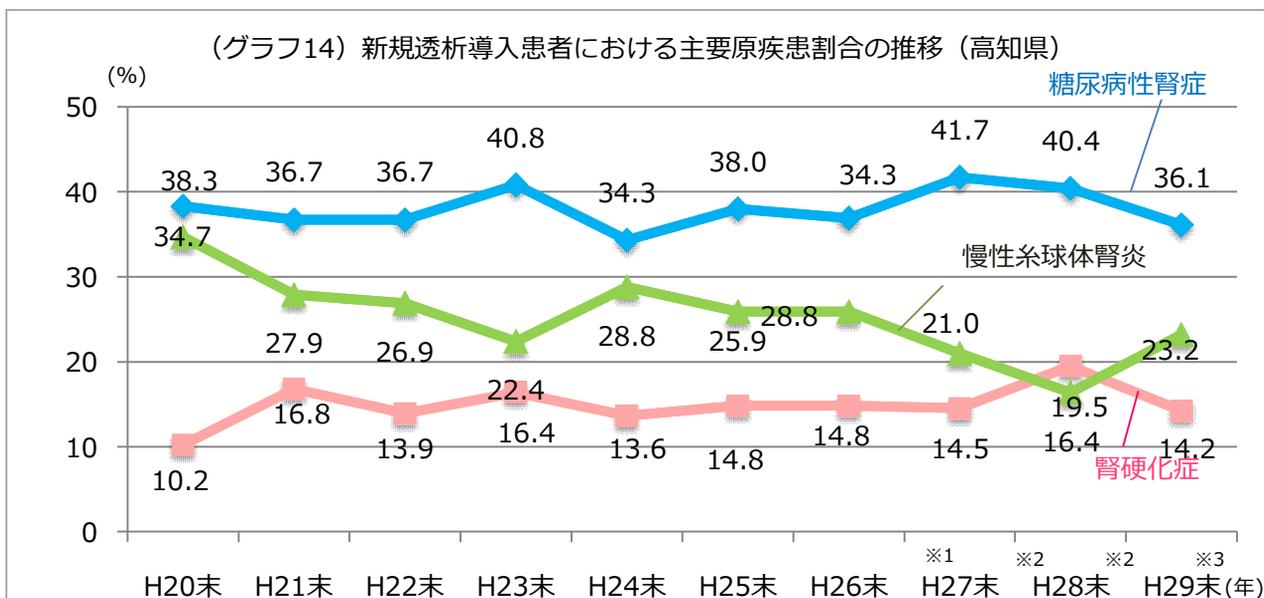
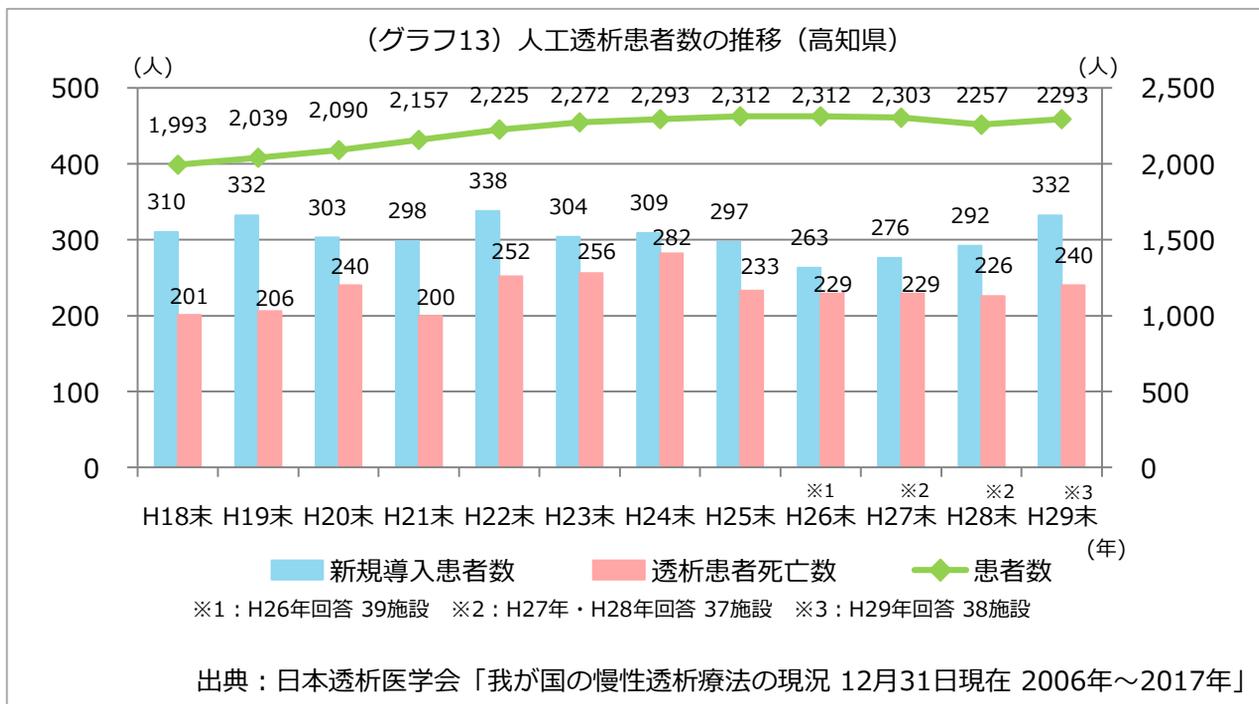
(1) 主要疾患の受療状況（35-64歳入院）



(2) 主要疾患の受療状況 (35-64歳外来)



(3) 人工透析の状況



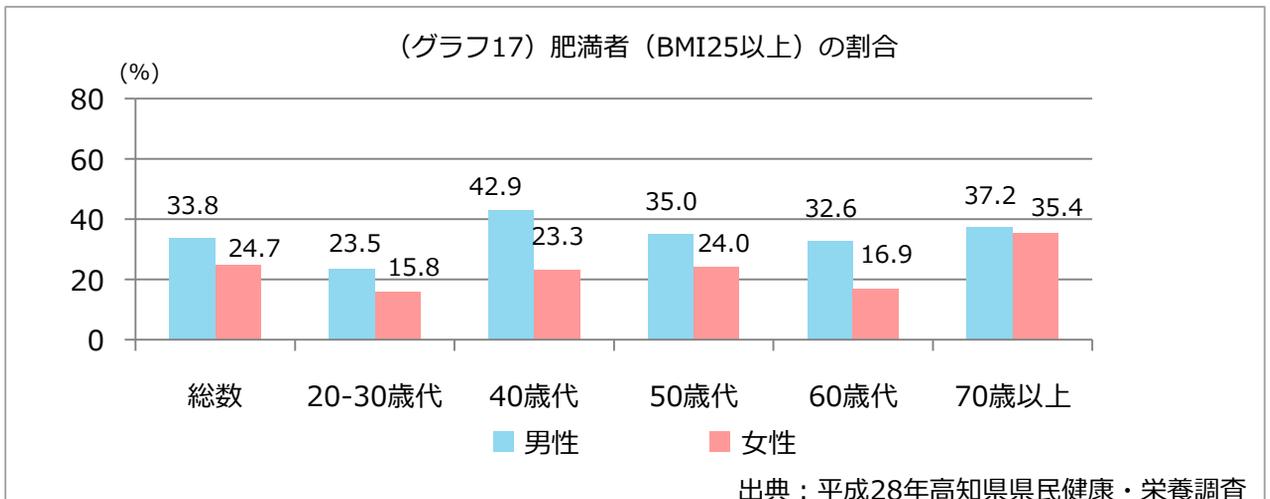
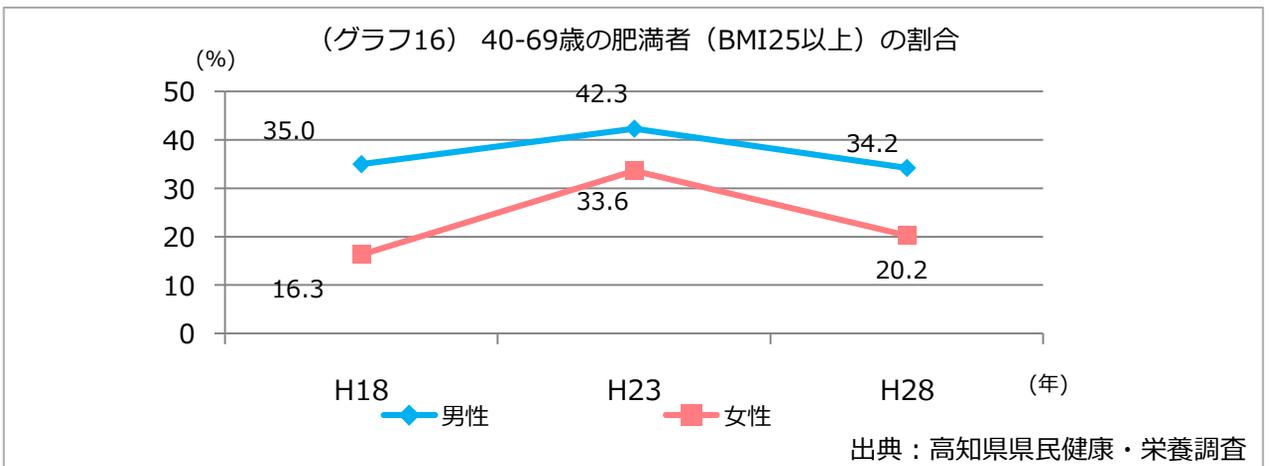
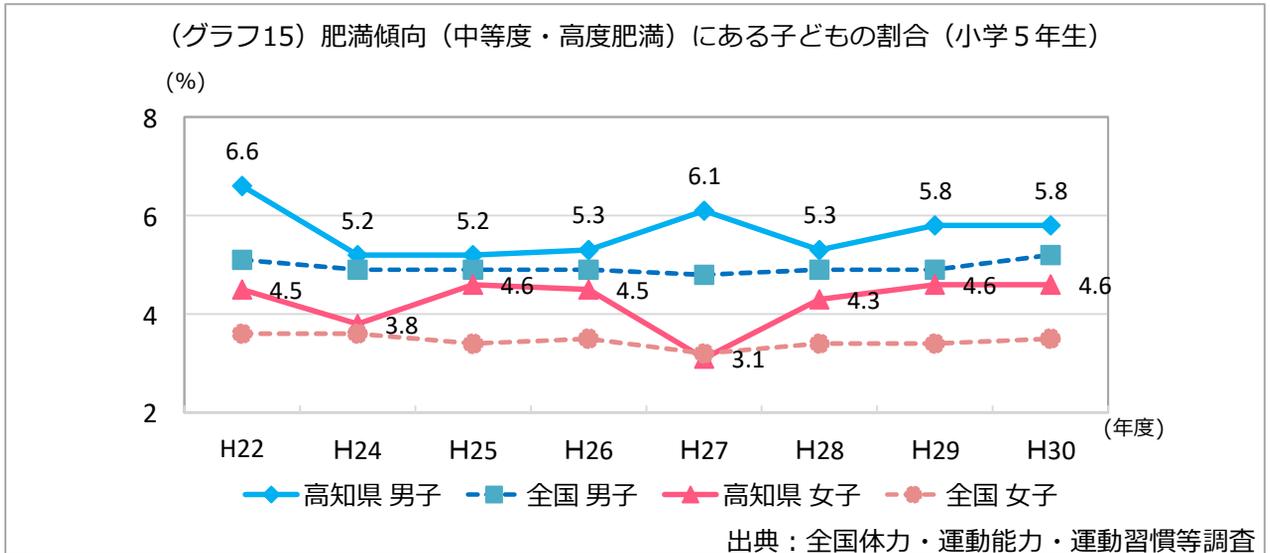
	H20末	H21末	H22末	H23末	H24末	H25末	H26末	H27末	H28末	H29末
糖尿病性腎症	116	109	124	124	106	113	97	115	118	120
慢性糸球体腎炎	105	83	91	68	89	77	68	58	48	77
腎硬化症	31	50	47	50	42	44	39	40	57	47

※1：H26年回答 39施設 ※2：H27年・H28年回答 37施設 ※3：H29年回答 38施設

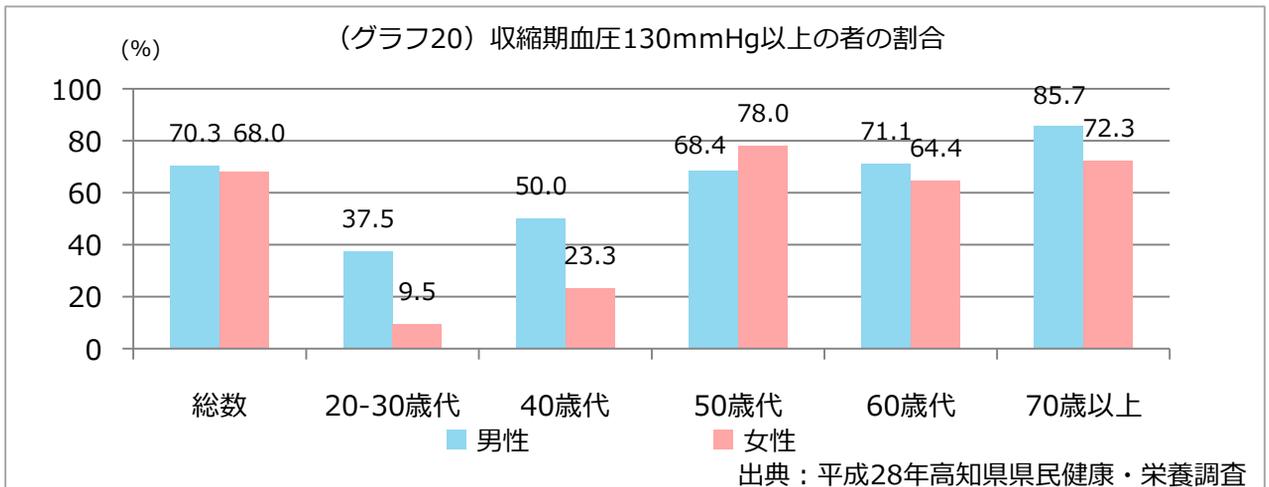
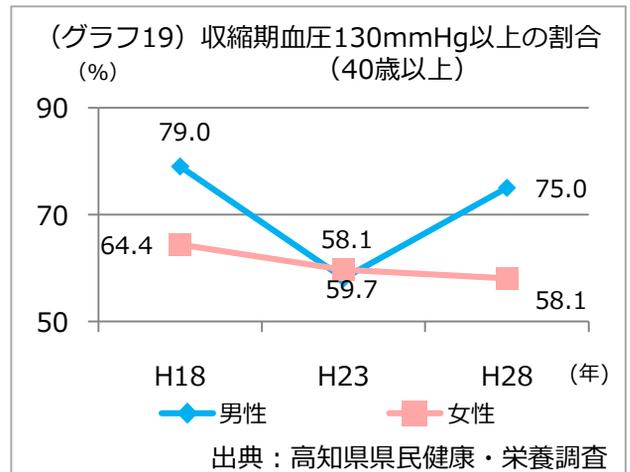
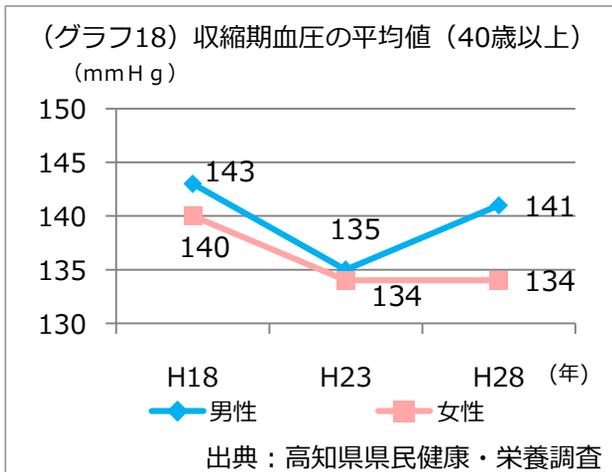
出典：日本透析医学会「我が国の慢性透析療法の現況 12月31日現在 2006年～2017年」

4 健康状態の状況

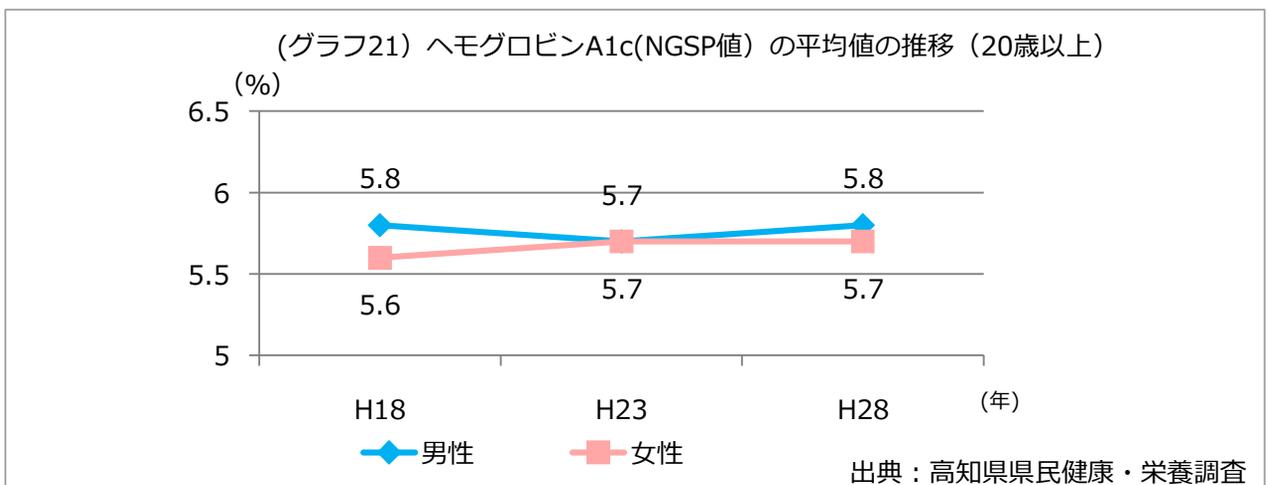
(1) 肥満の状況



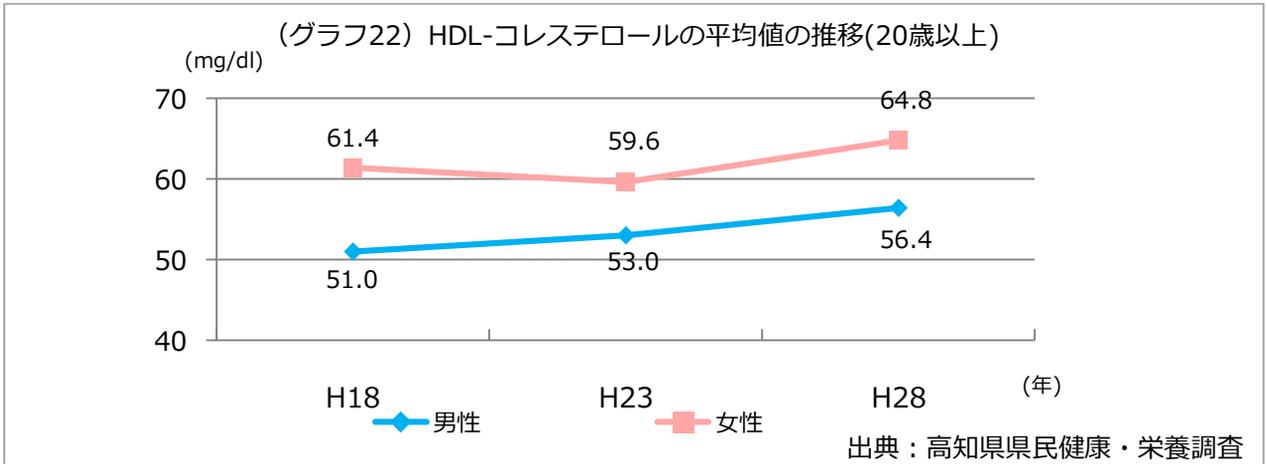
(2) 高血圧の状況



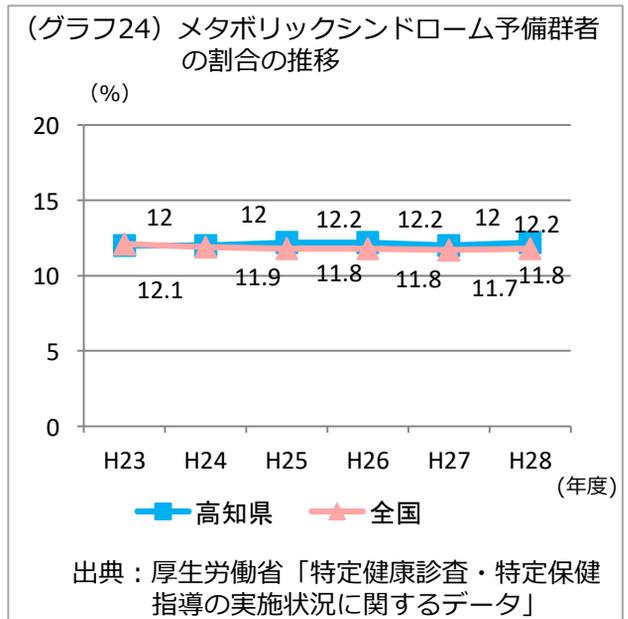
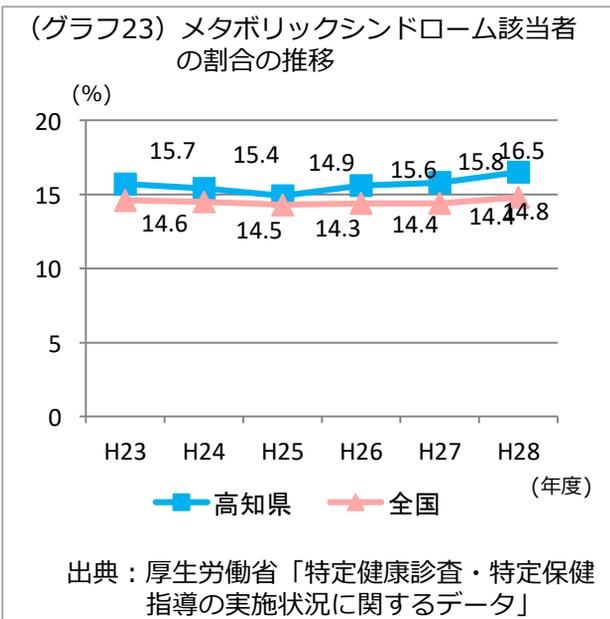
(3) 血糖(ヘモグロビンA1c)の状況



(4) 脂質(HDL-コレステロール)の状況



(5) メタボリックシンドロームの状況



注：内臓脂肪の蓄積に加え、①高血圧、②脂質異常、③高血糖の危険因子のいずれか2つ以上重なっている状態をメタボリックシンドロームという。また、いずれか1つにあてはまる状態をメタボリックシンドローム予備群という。

高知県健康づくり推進協議会の専門部会の取組（令和元年度）

部会名	検討項目（予定）	開催時期（予定）
子ども支援 専門部会	<ul style="list-style-type: none"> ●学校等における健康教育・環境づくりの取組 <ul style="list-style-type: none"> ①学校等における取組 ②家庭・地域での取組 ●中学生・高校生用副読本改定案について 	令和2年1月
たばこ対策 専門部会	<ul style="list-style-type: none"> ●禁煙支援 ●受動喫煙防止 ●防煙対策 <ul style="list-style-type: none"> ①これまでの取組の確認 ②R2に向けた取組の検討 	令和元年11月
特定健診・ 特定保健指 導評価専門 部会	<ul style="list-style-type: none"> ●特定健診受診率向上対策 <ul style="list-style-type: none"> ①個別健診実施医療機関の底上げ ②市町村国保の受診率向上対策(国保保健事業の積極的活用、がん検診とのセット化) ③被扶養者の受診率向上対策(協会けんぽと高知市のセット健診等) ④広報活動 ●特定指導実施率向上対策 特定保健指導研修 ●血管病重症化予防対策 未治療ハイリスク者・治療中断者への早期介入 治療中で重症化リスクの高い方へのかかりつけ医療機関と連携した保健指導 	令和元年11月
地域・職域 連携検討専 門部会	<ul style="list-style-type: none"> ●関係機関が連携した地域・職域連携推進事業 <ul style="list-style-type: none"> ①関係機関が主催する研修会との連携 ②関係機関が発行する広報紙等との連携 ③福祉保健所での地域・職域連携推進事業 ●健康経営の推進の取組 <ul style="list-style-type: none"> ①高知家健康パスポート事業 ②高知県ワークライフバランス推進企業認証制度（健康経営部門） ③地元新聞社と連携した「こうち健康企業プロジェクト」 ●その他の取組 <ul style="list-style-type: none"> ①特定健診・特定保健指導の実施状況 ②血管病の重症化予防対策 	令和元年11月

高知県健康づくり推進協議会
子ども支援専門部会設置要領

(目的)

第1条 子どもの頃からの健康的な生活習慣の定着を推進し、本県の子どもたちが自ら健康的な生活を送ることができることを目的として、高知県健康づくり推進協議会（以下「協議会」という。）の部会として、子ども支援専門部会（以下「部会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 部会は、以下の事項について協議をするものとする。

- (1) 子どもの健康や生活習慣等の実態把握や課題解決に関すること。
- (2) 教育委員会と連携した取組に関すること。
- (3) その他子どもの健康づくりを実施していくうえで必要な事項。

(組織)

第3条 部会は、子どもの頃からの健康的な生活習慣の定着に関する事項を協議し、決定することができる。

- 2 部会は、協議に必要があると認める場合には、必要に応じて委員以外の者に出席を求め、助言及び意見を聴くことができる。
- 3 部会が協議し、調整した事項は、協議会へ報告して協議会が決定したもののみならず。但し、報告文書の送付により報告に代えることができる。

(委員)

第4条 委員は、高知県健康づくり推進協議会長（以下「協議会長」という。）が指名して決定する。

(部会長)

第5条 部会には、協議会長の指名により部会長1名を置く。

- 2 部会長は、会務を総括し、部会を代表する。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、2年間とし、再任を妨げない。委員が欠けた場合における補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第7条 部会の会議は、必要に応じて部会長が招集し、議長となる。

- 2 委員はやむを得ない事情により会議に出席できない場合には、部会長の了解を得て、代理人を会議に出席させることができる。

(庶務)

第8条 部会の庶務は、高知県健康政策部健康長寿政策課が行う。

(雑則)

第9条 この要領で定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年5月7日から施行する。

高知県健康づくり推進協議会
子ども支援専門部会 委員名簿

任期：令和3年6月30日まで

所 属 等	役職等	氏 名
高知大学医学部	教授	安田 誠史
高知県医師会	常任理事	石黒 成人
高知県歯科医師会	理事	有田 佳史
高知県薬剤師会	理事	田中 繁樹
高知縣市町村教育委員会 連合会	理事	谷 智子
高知県保幼小中高PTA連合体 連絡協議会	副会長	竹中 利文
高知県保育士会	理事	弘瀬 小百合
高知縣市町村保健衛生職員協議会	高知市 母子保健課 課長補佐	野田 真由美

(敬称略、順不同)

高知県健康づくり推進協議会
たばこ対策専門部会設置要領

(目的)

第1条 たばこに関する正しい知識を県民に対して普及啓発するとともに、受動喫煙等の防止に関する適切な知識の定着を図り、健康被害を防止することにより県民の健康づくりを推進するため、高知県健康づくり推進協議会（以下「協議会」という。）の部会としてたばこ対策専門部会（以下「部会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 部会は、以下の事項について協議をするものとする。

- (1) たばこの健康影響に関する知識の普及啓発に関すること。
- (2) 未成年者の喫煙防止（防煙対策）に関すること。
- (3) 禁煙希望者に対する禁煙支援（禁煙支援対策）に関すること。
- (4) 受動喫煙による健康被害を防ぐための環境づくり（施設等の禁煙・分煙）対策に関すること。
- (5) その他たばこに関する県民の健康づくりに必要な事項。

(組織)

第3条 部会は、たばこ対策に関する事項を協議し、決定することができる。

- 2 部会は、協議に必要があると認める場合には、必要に応じて委員以外の者に出席を求め、助言及び意見を聴くことができる。
- 3 部会が協議し、調整した事項は、協議会へ報告して協議会が決定したものとみなす。但し、報告文書の送付により報告に代えることができる。

(委員)

第4条 委員は、高知県健康づくり推進協議会長（以下「協議会長」という。）が指名して決定する。

(部会長)

第5条 部会には、協議会長の指名により部会長1名を置く。

- 2 部会長は、会務を総括し、部会を代表する。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、2年間とし、再任を妨げない。委員が欠けた場合における補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第7条 部会の会議は、必要に応じて部会長が招集し、議長となる。

- 2 委員はやむを得ない事情により会議に出席できない場合には、部会長の了解を得て、代理人を会議に出席させることができる。

(庶務)

第8条 部会の庶務は、高知県健康政策部健康長寿政策課が行う。

(雑則)

第9条 この要領で定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附 則

- 1 この要領は、平成22年9月10日から施行する。
- 2 第6条の規定に関わらず、平成22年度の委員の任期は平成23年3月31日までとする。

高知県健康づくり推進協議会
たばこ対策専門部会 委員名簿

任期：令和3年6月30日まで

所 属 等	役職等	氏 名
高知県医師会	常任理事	計田 香子
高知県歯科医師会	常務理事	森本 靖士
高知県薬剤師会	会員	中野 知子
高知市医師会	会員	畠山 暢生
高知県保健所長会	会員	田上 豊資
高知市保健所	成人保健 担当係長	中山 由子
高知縣市町村保健衛生職員協議会	須崎市 健康推進課長	森光 澄夫
保健体育課	指導主事	廣田 志保
警察共済組合 高知県支部	保健師	斧 里佳

(敬称略、順不同)

高知県健康づくり推進協議会
特定健康診査・特定保健指導事業評価専門部会設置要領

(目的)

第1条 特定健診等の評価を行い、課題と対応策を検討することにより、県民の健康づくりを推進するため、高知県健康づくり推進協議会（以下「協議会」という。）の部会として特定健康診査・特定保健指導事業評価専門部会（以下、「部会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 部会は、以下の事項について協議をするものとする。

- (1) 特定健康診査・特定保健指導に関する医療保険者間の連携や契約などの実施体制、仕組みの維持・向上のために必要な事項。
- (2) 「よさこい健康プラン21」の特定健康診査・特定保健指導の目標値に関する事項。
- (3) 特定保健指導の実施及び効率等の評価に関する事項。
- (4) その他、特定健康診査・特定保健指導を実施していくうえで必要な事項。

(組織)

第3条 部会は、特定健康診査・特定保健指導事業評価に関する事項を協議し、決定することができる。

- 2 部会は、協議に必要があると認める場合には、必要に応じて委員以外の者に出席を求め、助言及び意見を聴くことができる。
- 3 部会が協議し、調整した事項は、協議会へ報告して協議会が決定したものとみなす。但し、報告文書の送付により報告に代えることができる。

(委員)

第4条 委員は、高知県健康づくり推進協議会長（以下「協議会長」という。）が指名して決定する。

(部会長)

第5条 部会には、協議会長の指名により部会長1名を置く。

- 2 部会長は、会務を総括し、部会を代表する。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、2年間とし、再任を妨げない。委員が欠けた場合における補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第7条 部会の会議は、必要に応じて部会長が招集し、議長となる。

- 2 委員はやむを得ない事情により会議に出席できない場合には、部会長の了解を得て、代理人を会議に出席させることができる。

(庶務)

第8条 部会の庶務は、高知県健康政策部健康長寿政策課が行う。

(雑則)

第9条 この要領で定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

- 2 高知県健康診査管理指導協議会循環器疾患等部会と連携すること。

附 則

- 1 この要領は、平成22年9月10日から施行する。
- 2 第6条の規定に関わらず、平成22年度の委員の任期は平成23年3月31日までとする。

高知県健康づくり推進協議会
 特定健康診査・特定保健指導事業評価専門部会 委員名簿

任期：令和3年6月30日まで

所 属 等	役職等	氏 名
高知大学医学部	教授	安田 誠史
高知県医師会	常任理事	石黒 成人
高知市医師会	理事	柳澤 光秋
高知県歯科医師会	常務理事	岩田 耕三
高知県国民健康保険団体連合会	保険者支援課長	市川 浩
全国健康保険協会高知支部	企画総務部長	戸梶 靖男
高知県総合保健協会	健康支援部長	井上 豊
高知市保健所	主任	高橋 律
須崎市健康推進課	課長	森光 澄夫
市町村保健衛生職員協議会	いの町ほけん 福祉課長	澁谷 幸代

(敬称略、順不同)

高知県健康づくり推進協議会
地域・職域連携検討専門部会設置要領

(目的)

第1条 県民の健康づくりを推進するためには、家庭・学校・職場・地域において、生涯を通じた健康支援を行うことが必要である。

そのため、健康づくりを支援する仕組みの実現を目指し、地域と職域が協力連携し、効果的な取り組みを検討するため、高知県健康づくり推進協議会（以下「協議会」という。）の部会として地域・職域連携検討専門部会（以下、「部会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 部会は、以下の事項について協議をするものとする。

- (1) 本県の地域・職域における健康課題に関すること。
- (2) 地域・職域における健康課題に応じた保健サービス及び活用に関すること。
- (3) その他地域・職域での連携可能な取り組みに関すること。

(組織)

第3条 部会は、健康づくりに向けた地域・職域連携に関する事項を協議し、決定することができる。

- 2 部会は、協議に必要があると認める場合には、必要に応じて委員以外の者に出席を求め、助言及び意見を聴くことができる。
- 3 部会が協議し、調整した事項は、協議会へ報告して協議会が決定したものとみなす。但し、報告文書の送付により報告に代えることができる。

(委員)

第4条 委員は、高知県健康づくり推進協議会長（以下「協議会長」という。）が指名して決定する。

(部会長)

第5条 部会には、協議会長の指名により部会長1名を置く。

- 2 部会長は、会務を総括し、部会を代表する。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、2年間とし、再任を妨げない。委員が欠けた場合における補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第7条 部会の会議は、必要に応じて部会長が招集し、議長となる。

- 2 委員はやむを得ない事情により会議に出席できない場合には、部会長の了解を得て、代理人を会議に出席させることができる。

(庶務)

第8条 部会の庶務は、高知県健康政策部健康長寿政策課が行う。

(雑則)

第9条 この要領で定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附 則

- 1 この要領は、平成22年9月10日から施行する。
- 2 第6条の規定に関わらず、平成22年度の委員の任期は平成23年3月31日までとする。

高知県健康づくり推進協議会
地域・職域連携検討専門部会 委員名簿

任期：令和3年6月30日まで

所 属 等	役職等	氏 名
高知大学医学部	教授	奥谷 文乃
高知労働局	地方労働衛生 専門官	伊勢田 文久
高知産業保健総合支援センター	副所長	門脇 勲
高知県経営者協会	事務局長	沖田 良二
全国健康保険協会高知支部	保健専門職	上原 由美
高知市保健所	成人保健担当 係長	中山 由子
高知縣市町村保健衛生職員協議会	土佐市健康づ くり課長	合田 聖子
須崎福祉保健所	健康障害課長	矢部 美根子

(敬称略、順不同)